

各位



2023年2月14日

会社名 東洋インキSCホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 高島 悟
(コード番号 4634 東証プライム)
問合せ先 執行役員グループ総務部長 加野 雅之
電話 03-3272-5731 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を2023年3月23日開催予定の第185回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、1896年の創業以来、顔料・樹脂・分散などのコア技術に基づき、それぞれの時代の社会ニーズに応じた製品を提供してまいりました。社会環境が目まぐるしく変化する中で、新たな時代に貢献し更なる成長を遂げるため、経営理念体系を変更し、当社の提供価値を「感性に響く価値」と再定義することにいたしました。変わりゆく時代のニーズ・課題を先んじて見つけ出し、「一人ひとりが主役となり、世界の人々に先端の技術で先駆の価値を届ける会社」へと変革するという強い決意を示すとともに、その実現に向け、商号を「東洋インキSCホールディングス株式会社」から「artience 株式会社」に変更いたします。

新商号ロゴ：

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2023年3月23日 (木) (予定)
定款変更の効力発生日	2024年1月1日 (月) (予定)

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>東洋インキSCホールディングス株式会社</u>と称する。英文では、<u>TOYO INK SC HOLDINGS CO., LTD.</u>と表示する。</p> <p>第2条～第42条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第2条 <u>第184回定時株主総会決議による変更前の定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後の定款第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>②前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、第184回定時株主総会決議による変更前の定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>③本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>artience株式会社</u>と称する。英文では、<u>artience Co., Ltd.</u>と表示する。</p> <p>第2条～第42条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(商号変更に関する経過措置)</p> <p>第2条 <u>第1条(商号)の変更は、2024年1月1日から効力が生ずるものとし、本条は効力発生日経過後削除されるものとする。</u></p>

※現行定款附則第2条は2023年2月14日現在の内容です。同条は2023年3月2日をもって削除されます。